

検討事項の確認

検討事項 No. 1

◆ 前文第3段落：地方分権に関する記述について

見直した方がよい

- 「様々な課題に直面しています。また、地域分権の流れの中で」を「様々な課題に直面しており、地方分権の流れの中で」と文章をつなげることで、様々な課題を地域で協働して解決する趣旨を明確にしているかどうか。
- 地方分権については、国視点の言葉であり、市の姿勢としては「受け身」に捉えられる。「多様化、複雑化する地域課題に対して」や「地域共生社会の実現のために」など、課題や目的・目標を記載するように変更しているかどうか。
- 市民に分かりやすく具体的な内容を記述しているかどうか。
- 「地方分権」が何を指して進めてきたのか、ということを記載しているかどうか。

現行のとおりでよい

- 「地域は協働して自ら課題を解決する必要があります」などのように記述すると、地域任せなのかという議論が生じることも踏まえ、前置きとして記載しているのではないか。
- 後段に「地域が協働して自ら課題を解決する必要があります」とあり、地方分権が今後進む中で、地域の協働がより必要となっていくことを表現したものではないか。
- 大事なものは、「地域のことは地域で」「個性豊かで活力のある地域づくり」といった地方分権を行ってきた理念だと思われるので、「地方分権」の言葉の新旧や受け身といったことにこだわらずとも良いのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

「地方分権」については、国から地方への権限移譲という従来の取組にとどまらず、各地域の特色をいかしたまちづくりを推進する地方創生の取組へと進化を続けている。本市では、平成27年度に第1期市総合戦略を策定し、令和3年度からは第2期をスタートして、地方創生の取組を積極的に推進しているところであり、「地方分権」はその内容を変えながら、現在もおお、地方公共団体及び本市にとって極めて重要なキーワードであり、その取組を今後も不断に推進していく必要がある。

以上を踏まえ、条文は現行のとおりとした上で、「地方分権」の変遷や現下における取組等について、逐条解説に記述することが望ましいと考える。

検討事項 No. 2

◆ 前文第4段落：「協創」について

見直した方がよい

- 『「協創」しなければなりません』について、誰が聞いても分かるように、「共に創り上げていく」など分かりやすい表現としてはどうか。
- 逐条解説どおり「協働して創造する」としてはどうか。

現行のとおりでよい

- 「協創」には、先人たちが条例を検討する中で、創り上げてきた言葉としての「重み」がある。
- 既存の枠組みでは解決できない問題が出てきていることを踏まえ、「協創」の文言は良いと思う。ただし、分かりづらいという意見を考慮し、括弧書きで説明を入れるなどしてはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

「協創」とは「協働して創造する」という意味であり、第4段落に記載されている「市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまち」を実現していくということが「協創」の二文字に込められた想いである。

条例制定時の先人たちの想いを今後もしっかりと引き継ぎ、目指すまちを創り上げていくために、条文は現行のとおりとした上で、逐条解説で条例制定当時の市民検討委員会の想いに触れることが望ましいと考える。

検討事項 No. 3

◆ 前文第4段落：文章の構成について

見直した方が良い

『みんなが誇れる住みよいまちを「協創」する』と、後段の「次の世代へ引き継いでいく」が、「協創」したものを引き継いでいくという趣旨であれば、2つの文章を「そして」でつないでどうか。

その他

「そして」でつなぐことが法令用語として適切かどうか、検討する必要がある。

< 検証委員会としての意見 >

第4段落では、みんなのまち寝屋川を実現するためには、「地域の力を結集して、住みよいまちを協創すること」及び「豊かな文化風土を守り育て、これを誇りとするまちを次の時代に引き継ぐこと」を、等しく並行して進めていかなければならないことを定めているところ、条文は現行のとおりとした上で、逐条解説に文章上の関係性等について記載することが望ましいと考える。

検討事項 No. 4

◆ 前文第6段落：「市民福祉の向上」について

見直した方が良い

- 地方自治法の規定を踏まえ、「向上」ではなく「増進」としてはどうか。
- 市民に分かりやすい文言とするため、「市民自治の発展を目指し、」や「市民の幸せの向上を目指し、」などと変更してはどうか。
- 当該文章は削除しても良いのではないか。
- 逐条解説に「市民福祉」とは、「市民が等しく安定した生活環境やサービスを享受できる状態」とあり、これは行政の役割のように見える。市民同士の支え合いや多様性の尊重など、市民の役割が具体的となるような文言を明記してはどうか。

現行のとおりで良い

- 文言を削除等すると、今後、取り組んでいかないと誤解を招くことになるのではないか。
- 法律上「福祉」は一般的に使われている。
- 「市民福祉」の大要は、「市民の幸せを増進する」ということに間違いはない。しかしながら、特定の利益ではなく、公共性に根ざした社会全体の幸福・利益のことであり、「市民福祉」と表記することが適当ではないか。

< 検証委員会としての意見 >

本条例において、「市民福祉」は、特定の利益ではなく、公共性に根ざした社会全体の幸福・利益のことであり、個々人の幸せを尊重する中で、場合によっては人々の権利が制限されることもあり得る。こうした意味で「市民福祉」と表記することがより適当であることから、条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の記述を充実することが望ましいと考える。

検討事項 No. 5

【第2章 協働】第6条（安全・安心の向上）の検証

◆ 第1項・第2項：

「健康危機」及び「健康危機対応力」の文言の追記について

見直した方が良い

- 行政の検証報告書の検証結果3「健康危機」の追記について、新型コロナウイルスの感染拡大による社会変化を踏まえ、本市は保健所を有する中核市であることも考慮し、同意できる。
- 「防災力、健康危機対応力、防犯力」を「危機対応（能）力」もしくは「危機管理能力」と1つにまとめるなど整理してはどうか。
- 「危機対応力」が文言として一般的であり、まとめてはどうか。
- 本条項の制定や改正等これまでの経緯を残すという意味からも、3つの力をまとめない方が良い。
- 「健康危機対応力」を追記する箇所としては、「防災力」と「防犯力」の間より、最後に持ってきた方が分かりやすいのではないか。

その他

- 文言の追記に当たっては、みんなのまち基本条例と他条例等の規定の整合性について確認が必要である。
- 逐条解説に記載されている「様々な危機、有事、」について、現在の社会情勢を踏まえ、具体的な例示を追記してはどうか。

<検証委員会としての意見>

本市は、保健所を有する中核市であり、コロナ禍の現状や経験等を踏まえ、「健康危機」の文言を追記することが望ましいと考える。

また、「健康危機対応力」の追記について、「危機対応（能）力」と一まとめにして表記することは、危機が生じた時の「対応力」と、危機を未然に防ごうとする「防災力」や「防犯力」を、一括りにすることになり、誤解を招く恐れがあるので、適当ではないと考える。

「健康危機対応力」は、国や他の地方公共団体等においても使用されている文言であり、安全・安心の向上のために市が強化する分野を示す言葉であるため、当該文言を条文に追加するとともに、逐条解説に、文言の意味を追記することが望ましいと考える。

【変更案】（第6条第1項及び第2項）

<変更後>

（安全・安心の向上）

第6条 市民は、自然災害、犯罪、健康危機等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪、健康危機等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力、健康危機対応力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

検討事項 No. 6

第9条（個人情報保護）の検証

◆ 改正個人情報保護法への対応について

個人情報保護法の一部改正に伴い、法に基づく全国統一ルールによる運用への見直し、及びデジタル社会の進展による個人情報の有用性への配慮が求められることなどを考慮し、「みんなのまち基本条例」第9条の規定の見直しについて整理中

検討事項 No. 7

第12条（市民の役割及び責務）の検証

◆ 見出し：「権利」の追記について

見直した方がよい

- 協働がテーマの本条例において、市民の参画権を規定した本条項は、基本理念を規定した第3条と並んで重要と考える。見出しを「市民の権利等」又は「市民の権利及び役割」としてはどうか。
- 市民が率先してまちづくりに参画するという趣旨を踏まえると、より前向きな表現として「権利」の方が望ましいのではないか。

現行のとおりでよい

市民、議会及び行政が平等な立場で協働に取り組むという制定時の考え及び本条例の趣旨を踏まえると、現行のとおりでよいのではないか。

< 検証委員会としての意見 >

本条文の「権利」は、具体的な権利を意味するのではなく、市民がまちづくりに参画するという役割を「権利」と表現したものである。「役割」を有するとした場合、参画することを強制するようにも読めてしまう。

条文は市民の役割と責務について規定したものであり、見出しは現行のとおりでよいと考える。

検討事項 No. 8

【第5章 行政】第24条（国、他の自治体等との連携）の検証

◆ 「連携」の相手方について

見直した方が良い

- 本市が多くの民間企業と包括又は個別に連携していることは誇ることであることから、「民間企業」を追記してはどうか。
- 協働の趣旨や自助、共助の必要性に鑑み、「民間企業」等を追記することで、民間企業との包括又は個別の連携をより深めていく旨を表記してはどうか。
- 「国、他の自治体その他関係機関」とすることで、広く連携が求められる社会情勢に適合するのではないか。

現行のとおりで良い

- あえて「民間企業」のみを特定して追記することには疑問がある。条文に記述せずとも、逐条解説に追記してはどうか。
- 第5章は「行政」の章であり、国や他の自治体を連携先の基本としているものであり、民間企業等との連携については第2章「協働」の章で規定してある、と整理できるのではないか。

<検証委員会としての意見>

国や他の自治体との連携のみならず、民間企業を含めた様々な団体等との連携の重要性はより高まっているが、公益性や公平性、公正性などの観点から、「民間企業」のみを記述することは適当ではなく、また、第2章「協働」の章において、市民（事業者等を含む）と行政の連携について規定していることを踏まえ、条文は現行のとおりで良いと考える。

なお、逐条解説において、民間企業等と連携協定を結ぶ事例が増加していること等について、追記することが望ましいと考える。